

平成 29 年上半期における組織犯罪の情勢

はじめに

平成 28 年中の暴力団関係相談受理件数は 51,967 件で、このうち警察で 21,823 件、暴追センターで 30,144 件を受理した。本年 6 月末現在の指定暴力団の数は 22 である。以下は、警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課の表題文書 H/P から抜粋したものである。

1. 暴力団犯罪検挙状況

(1) 全 般

20 年以降、暴力団構成員等（暴力団構成員、準構成員、その他の周辺者をいう。以下同じ）の検挙数は減少傾向にあり、29 年上半期は 8,684 人（前年同期比△825 人）であった。罪種別では、傷害 988 人、窃盗 883 人、詐欺 867 人、覚せい剤取締法違反（麻薬等特例法違反は含まない）2,325 人で、それぞれ△189 人、△58 人、△70 人、△51 人であった。

(2) 資金獲得犯罪の状況

覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等（「伝統的資金獲得犯罪」という）は依然として有力な資金源である（ノミ行為とは、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の違反をいう）。特に覚せい剤取締法違反が顕著である。

また、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人数の占める割合が増加しており、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況がうかがえる。

その他、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が行われており、多種多様な資金獲得活動を行っている。

(3) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

ア 金融業：無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付ける（ヤミ金融）。

イ 建設業：自ら営んだり、建設業者と結託したりして、公共工事への参入を図っている。

ウ 労働者派遣事業：自ら営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不当な利益を得ている。

エ 風俗営業：風俗店経営者等と結託するなどして売春に関与し、違法行為で得た収益を資金源としている。

(4) 企業対象暴力及び行政対象暴力

29 年上半期における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の件数は 218 件で、前年同期比△4 件であった。内訳は、前者が 172 件（△13 件）、後者が 46 件（+9 件）であった。

総会屋等及び社会運動標ぼうゴロの検挙人数は 60 人（△12 人）、検挙件数は 38 件（△17 件）であった。

2. 暴力団対策法の施行状況

(1) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

20年以降減少傾向にあったが、29年上半期は781件と76件増加した。4年3月1日に暴力団対策法が施行されてから6月末現在で累計47,854件である。

形態別では、資金獲得活動たる暴力的要求行為584件(△35件)で全体の74.8%、加入強要・脱退妨害56件(△35件)で全体の7.2%を占めている。前者を見ると、不当贈与要求274件(+76件)、みかじめ料要求75件(△2件)、用心棒料等要求166件(△20件)となっている。

団体別では住吉会が189件(+13件)と最も多く全体の24.2%を占め、次いで稲川会147件(+33件)、六代目山口組111件(△54件)、神戸山口組69件(+42件)の順となっている。

イ 再発防止命令

20年以降減少傾向にあったが、29年上半期は14件と3件増加した。暴力団対策法が施行されてから6月末現在で累計1,834件である。

(2) 命令違反事件の検挙状況

29年上半期は2件(+1件)であった。すべて再発防止命令違反である。

3. 暴力団排除条例の施行状況

23年10月までに全都道府県で暴力団排除条例が施行され、市町村においては、29年上半期(1月～6月)までに44道府県で条例が制定され、残りの県においても制定の動きが見られる。29年上半期の実施件数は、勧告32件(△8件)、中止命令7件(+2件)、再発防止命令2件(+1件)、検挙6件(+3件)であった。昨年同期はさらに、指導が1件あった。

4. 民間部門における暴力団排除

(1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ。以下「企業指針」という)の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴い、基本原則(①組織としての対応 ②外部専門機関との連携 ③取引を含めた一切の関係遮断 ④有事における民事と刑事の法的対応 ⑤裏取引や資金提供の禁止)の履行に取り組んでいる。

(2) 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会)は23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。また、27年4月には、日本商工会議所が、会員からの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

以上